

令和8年度結婚新生活支援事業 提出書類チェック表

本チェック表は申請書等と一緒に地域づくり推進課までご提出ください。初めて申請する世帯は「新規」、2回目の申請の世帯は「継続」の欄に該当する書類をご用意ください。

NO	提出書類（右欄にチェック）	新規	継続	確認事項
1	提出書類チェック表（この書類）			チェック欄をすべて確認していること
2	結婚新生活支援事業費補助金交付申請書兼実績報告書			【継続世帯】申請者氏名は、前年度の申請者と同一であること。
3	戸籍全部事項証明書（原本）もしくは婚姻届受理証明書			申請日前3ヶ月以内に取得したものであること。
4	住民票の写し（原本）			・申請日前3ヶ月以内に取得したものであること。 ・支払い経費に関する住居に住民票が登録されていること。
5	所得証明書（夫婦それぞれの所得が確認できるもの）			夫婦の所得を合算した合計所得が500万円未満であること。 ただし、奨学金の返済がある場合は、合計所得から「所得証明書に記載されている金額の集計期間と同一期間の返済額」を差し引いた金額が500万円以下である場合は対象となる。
6	契約書等の写し（売買契約書、工事請負契約書、賃貸借契約書など）			【賃貸の場合】契約期間が最新のものになっていること。
7	【住宅手当を受給している場合】 住宅手当支給証明書			支払い経費に対する手当の支給を証明していること。
8	支払った経費の根拠資料（領収書、通帳の写しなど）			支払った者、支払い日（口座振替の場合は引き落とし日、クレジット払いの場合は決済日）、支払い金額、経費の内訳等が確認できる資料であること。
9	講座受講等に関する申請書兼誓約書（様式第7号）			対象となる講座等は下記のとおり。
10	講座等の実施を確認できるもの			対象となる講座等は下記のとおり。①②④は受講後に発行される受講証明書等、③は受診日等が確認できる診療明細等。
11	納税等状況調査同意書（夫婦各1部）			市税等の滞納がある場合は早めに納付すること。
12	請求書			請求者氏名及び振込先口座の名義人は、申請者と同一であること。
13	振込先の情報がわかる通帳の写し			請求者氏名及び振込先口座の名義人は、申請者と同一であること。
14	結婚新生活支援事業に関するアンケート			すべての項目について回答していること。

※必要に応じて上記以外の書類も追加で求める場合があります。

◆要件の対象講座等一覧

※①②④については、R8秋頃県作成コンテンツが運用開始予定です。

	講座等名称	提出書類	内容詳細
①	ライフデザイン支援講座	受講証明書等	ライフデザイン：将来の進学、就職、結婚・育児、老後などについて、自分の考え方や見通しを整理する事で、自分にとって納得できる生き方を見つける方法です。
②	プレコンセプションケアに関する講座	受講証明書等	プレコンセプションケア：若い男女が将来のライフプランを考へて日々の生活や健康と向き合うことです。
③	医療機関への妊娠・出産に関する相談	診療明細等	妊娠の可能性があり医療機関を受診した場合や、妊婦健診の受診、産後の検診、不妊に関する相談など
④	家事又は育児の分担に関する講座	受講証明書等	各家庭における家事・育児の分担について話し合うきっかけづくりとなる講座